平成２６年（フ）第４７号
新潟市東区中山５丁目３番１号　コーポスワロー Ａ―101
債務者　高橋　　博
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７４号
神戸市東灘区住吉宮町５丁目６番１号　カーサ御影404号、従前の住所神戸市東灘区住吉宮町３丁目２番７号　後藤マンション301号
債務者　辻純子こと　辻　　純子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９６号
兵庫県尼崎市西大物町11番８号
債務者　豊嶋　美代
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９７号
兵庫県尼崎市西大物町11番８号
債務者　藤山　輝美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３９号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町２丁目13番18号
債務者　原　　真一
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
熊本県荒尾市宮内出目536番地11
債務者　原田　晃隆
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１０号
熊本県荒尾市宮内出目536番地11
債務者　原田ヒサエ
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第７８号
宮崎県児湯郡都農町大字川北5530番地１　北新町住宅37―１―２の２
債務者　高橋　　学
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８４号
宮崎市堀川町11番地１　ＪＢビル405号、前住所宮崎市小戸町100番地１　パシフィック宮崎Ⅲ405号
債務者　上田　明佳（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８５号
宮崎市大字恒久5690番地９　パトリエ恒久Ⅲ206号
債務者　木原　康雄
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９号
岩手県遠野市遠野町30地割５番地１、従前の住所岩手県遠野市上郷町細越７地割20番地２
債務者　小松　俊美（旧姓笹村）
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第７号
千葉県茂原市下永吉2669番地19
債務者　石井　正美
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
長野県飯田市南信濃和田980番地
債務者　伊藤　文人
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２２号
長野県飯田市南信濃和田980番地
債務者　伊藤美富子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１７号
岐阜県可児市広眺ケ丘４丁目56番地、前住所岐阜県可児市広見７丁目22番地パークサイドハウスＢ―102
債務者　荻曽　由香
1　決定年月日時　平成26年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２３４３号
愛知県長久手市岩作中縄手22番地４
債務者　髙澤　公平
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部